

ころさない・ころされない・ころさせない

イヤです
戦
非通 信



発行:2009・6/4
第15号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ビル SORA内
ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

今一度、「かえせ」この手に！」

控訴審第一回期日 7月10日(金) 午後3時～
大阪地裁202号法廷にて(高裁は大法廷がありません)

いよいよ

控訴審が始まります

戦没者を褒め称えることによって戦争を正当化し、未来の若者たちに戦没者を見習ってすすんで参戦する意識を養う。これが、靖国です。この靖国サイクル(箕面忠魂碑違憲訴訟で見出された言葉を使えば「英霊サイクル」)を断ち切る本質的な靖国訴訟、合祀イヤです訴訟は地裁で全面敗北という結果に終わりました。

2月26日にあの全面敗訴判決を聞いたときは、思わず笑えてしまいました。こんなひどい判決をよく書けたものだ。しかし、時間がたつにつれてだんだんと怒りがこみ上げてきました。地裁裁判所は、判決言い渡し期日の進行協議において、「主文だけでなく、判決理由要旨なども読むから、傍聴人に静かに聞くように注意してほしい」などと言っていました。主文敗訴だけど、ちょっとだけリップサービスもあるからね、ということなんだろうかなどと思いました。

ところがふたを開けてみればリップサービスどころか、国の関与(共同不法行為)さえまったく認めない没論理・事実無視判

決でした。最後まで聞いても評価すべき点はまったくありません。裁判所は、事案も原告の主張も異なる山口自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決を無批判になぞっているだけのものでした。とりわけばかばかしいのは、山口の事件で自衛隊(国家)の合祀関与を否定するために使った論理をそのまま使ってしまった点です。山口の事件では、合祀申請が国(自衛隊)なのかということの認定(これ自体も屁理屈ですが)が重要な意味を持ちました。確かに最終的に合祀を決めたのは護国神社であり、自衛隊や隊友会そのものではありませんが、共同不法行為の認定においてはまるっきり関係のない基準です。民法上の共同不法行為においては、示唆(こうしたらどう?)程度でれっきとした不法行為です。本件のように国が祭神名簿の元を渡しているような状況では、国の関与が合祀という一時期の抽象化された儀式の最終決定因でないからといって共同不法行為を認定しない根拠とはなりません。私たちが問題にしている靖国は誰かの申請で祭神を祀ったり祀らなかつたりする神社ではありません。合祀決定はどう低く見積もっても国の関与なしには不可能でした。これは民法上の不法行為を構成します。原審判決は不法行為の認定に必要な基準とはまったく異なる基準で国の関与はないと決めてしまいました。判決の論理構造からすれば、私たちの主張した敬愛追

慕の念を機軸とする人格権自体の法的利益性（権利性）を否定しているわけですから、「権利そのものがない→したがって、不法行為はなかった→不法行為がないのだから、共同不法行為の認定不要」となるはずなのに、論理上蛇足であるはずの、この珍妙認定をして国の合祀関与を否定しています。

判決は合祀という行為を「祭神を祀るという抽象的・観念的行為であって、他者に対する強制や不利益の付与を想定することができないものである」という認定をしています。これは靖国の合祀というものそのものを見誤っています。合祀は祭神とされた人に「天皇に忠義をつくして立派に戦ったもの」という本人や遺族の忌み嫌うラベリングをして、流布するという行為です。それは、国の関与による大々的な一連の合祀イベントとして成立しています。そこに注目するだけでも合祀が単なる抽象的・観念的行為でないことはすぐわかります。合祀を抽象的・観念的だと決め付けるには、ぜひとも国の関与を否定しておく必要があると思ったのでしょうか。合祀を観念的なものとして、地裁判決がみずから認めている「一般に、宗教行為の自由は、その行為自体が外部的に表現されるものである以上、他者との権利衝突が生じる場面は避けられず、その場合には当然、他者の権利との間での調整が必要になるので、被告靖国神社が法人として宗教行為の自由を有していたとしても、何らの制約もなしにその権利行使が許されるものではない」という原則から強引にはずしてしまいました。合祀は、この原則の言う衝突が避けられない行為の代表例ではないでしょうか。控訴審はこのことを明らかにして力強く進めていきたいと思えます。

日本国憲法は、世界に向けて二つの大切な約束をしています。9条で二度と他国を侵略しないこと、20条で戦争を美化する宗教を用いた思想教育を行わないことです。戦没者輪侵略戦争の参加を強いられ（直

接的な加害者となることを強いられた）被害者と見るのではなく、見習うべき模範としてみるという無礼はもう行なわないと約束しているはずですが。

それにしても、裁判所ほど憲法を無視する機関はほかにありませんね。

菱木政晴

＝いよいよ控訴審＝ 第一回弁論

日 時：7月10日（金）
午後3時開廷

（一時間前に傍聴抽選に並んでください）

法 廷：大阪地裁202号

＝かみ砕き学習会＝

控訴審第一回弁論のあと、恒例のかみ砕き学習会を行います。裁判終了後直ちに移動してください。

日 時：7月10日（金）
場 所：エイジングセンター
資料代：¥500

エイジングセンター地図

北区菅原町 10-25 TEL6311-3255

「返せこの手に」の声届かず

原告 古川 佳子

(『平和遺族会だより』NO. 58、2009. 4月15日発行、よりの転載)

「靖国合祀イヤです訴訟」の判決批判は、原告団長の菅原さんが述べられると思うので、私は靖国神社に「軍神」として幽閉されている二人の兄に手紙を書くことにしました。



兄さんたちの思い出は、いつも胸にあるのに手紙を書くのは何十年ぶりのことでしょう。私は軍隊の兄さんによく手紙を出しました。「いのちの糧だ」とよこばれるといっそう精が出て、学校のこと、家のこと、何でも書きました。

戦死告知書は、お母さんが「引き裂いてしまいましたかった」と憤慨したペラペラの紙切れでした。啓兄さんは1945年5月ビルマで戦死、27才でした。博兄さんは44年12月、21才で台湾沖の藻屑になったのです。

靖国神社に合祀されたのは58年4月21日です。戦後、一宗教法人になった靖国神社に、国は戦没者の情報を提供したからこそ、合祀という宗教行為が成就したので、政教癒着ですよ。

既にご承知でしょうが、去る2月26日、「霊璽簿からの氏名抹消等請求事件」は、大阪地裁に提訴して2年半で全面棄却の判決でした。原告は、富山、島根、山口、香川、奈良、大阪の遺族ばかりの9人です。原告の境遇は異なっていますが、「何故合祀はイヤなのか」という思いは同じです。

私たちの大切な父、兄、叔父は、天皇に召集されてアジア侵略の兵として戦死した。靖国神社はその加害者を「神」に祀り、十

把ひとからげに「英霊」と呼び、「顕彰・感謝」と称して「殉国精神」の手本にしています。私たち原告が大憤慨するのは当然でしょう。戦争の悲惨さを熟知している兄さんたちにとっても、合祀がどれほど残酷なことかと心が痛みます。

私がかつて24年あまり闘った箕面忠魂碑訴訟の時も思いは同じで、「お兄さん、悔しかったら私と一緒に闘いなさいよ」って言いました。あれからも日本はいっそう軍事大国になりました。

次の詩は、フランスのジャン・タルジューの詩の一節です。

**死んだ人々はもはや黙っていられぬ以上、
生き残った人々は沈黙を守るべきなのか？**

そうです、お兄さん、今度の裁判は初めて靖国神社を前面に引き出したのですから、「天皇の赤子」でない、「軍神」でない、本来の「人間（ひと）」として自分を取り返すたたかいを、あなた自身がやっているのですよ。私も天皇の赤子にされた口惜しさを忘れないから、こうして闘っているのです。

少し気持が昂ぶってしまいました。兄さんたちの在りし日を辿って一つ二つ書いてみましょう。

徳島の隊にいた啓兄さんが南方に出征する前のこと。私は15才の夏でした。由岐という美しい漁師町に母と三人の妹を招いての一泊旅行でした。山盛りのご馳走と、浜遊びに疲れて直ぐ寝入ってしまった私でしたが、兄さんがいつまでもお母さんに体を揉ませているのを夢うつつに知っていました。後年、お母さんは「啓介は思いっきり私に甘えて征ったわ」と、ふわっと涙ぐまれるのでした。

博兄さんで思い出すのは、私がまだ小学生の時、町の映画館に宮沢賢治の「風の又三郎」を観につれていってくれましたね。超満員で立見でした。お兄さんは私を抱きあげて、「みえるか？」と何度も聞いてくれました。「どっどどどどど、どどどど・・・」甘酸っぱい憶い出です。宮沢賢治が好きだったのですね。

博兄さんは入隊を前にした気持ちを日記に残しています。「兵隊は身ぶるいするような重荷」であり、「逆らうことは出来ぬ、運命に委すとしよう」と不安に揺れています。

国家はお兄さんたちの青春を断ち切って侵略の兵にし、戦没者の後につづけと利用します。合祀とは「天皇の赤子」として永久に靖国に閉じ込めて「英霊顕彰」することです。

博兄さんと偶然筑波の116部隊に竹内浩三という兵士が居たのを、兄さんもきっと知っていたのではないかしら。23才でフィリピンで戦死です。天衣無縫の天才詩人で、彼が遺した詩、文、絵は、どんな時代になっても人の心を打つと思います。中でも「骨のうたう」という詩は人々によく知られて、その終連を刻んだ碑は伊勢の朝熊（あさま）山上に建っています。浩三さんは筑波の隊でお姉さんに残す日記を毎日書き、その手帳の裏表紙の隅に「赤子 全部ヲオ返シスル」と、痛恨の文字を残しました。私は兄さんにも同じ叫びがあっただろうと思えてならないのです。

彼は「ああ／戦死やあわれ／兵隊の死ぬるやあわれ／こらえきれないさびしさや／国のため／大君のため／死んでしまうや／その心や」と、君国に逆らえない悲哀を詠いました。

兄さんたちの戦死で、お母さんは天皇の戦争責任を問い、「これに増す悲しきことの何かあらん亡き子二人を返せこの手に」と詠みました。母の悲しみと、亡き夫の非戦の志に啓発され、竹内浩三の自由への憧れに出会っておずおずと、天皇制・靖国の深い闇を覗いていた私でした。たたかいの中でタブーに挑む人たちの逞しさと爽やかな勇

気を見ています。

私は49歳の時、箕面忠魂碑訴訟の原告になり、それが終わったのは73歳でしたから、余生は気楽にと思ったのに、こうしてまたまた、難儀な訴訟に乗っかってしまいました。

兄さんたちは靖国神社に朝鮮人、台湾人の戦死者が日本兵士のまま祀られているのを知っていますか。日本の植民地にされた朝鮮、台湾の人々は、国を氏名を言葉を奪われ、日本兵として侵略戦争に駆りだされたのです。

靖国神社はその戦死者の合祀取り消しに一切応じません。2005年3月、私は、父を日本に奪われ、戦死の通知もなかった韓国のイ・ヒジャさんらと一緒に靖国神社へ合祀取り消し要求に行きました。台湾の遺族も一緒でした。彼女らの怒髪天を衝く凜然とした言葉は、私の脳天を打ちのめしました。加害者としての責任と恥に身が竦みました。「靖国合祀」という怪物に私も真正面から向き合わなければと決意したのでした。

「合祀イヤです」の不当判決を覆すべく控訴審が始まりました。では今日はこの辺で。
2009年3月31日

●=インフォメーション1=●

★ スケジュールあれこれ

沖縄「靖国合祀ガッティンナラン訴訟」

・第7回裁判期日 7/21 午後4時～

・第8回裁判期日 10/6 午後1時～

いずれも那覇地裁

・学習会

「今だから・ヤスクニ語ってみませんか？」

6/6 (2時～4時) 沖縄国際大学5号館

語り手・崎原盛秀 (原告)

東京「ノー！ハプサ」訴訟

・7月3日 11時～ 東京地裁

政教分離訴訟全国交流会・シンポジウム

・7月24日～7月25日

東京港勤労福祉会館にて

詳しくは事務局まで問い合わせ下さい

＝おたよし＝

《3月》

◆合祀は靖国神社の信仰の自由という訳ですか、あきれた理屈です。遺族の皆様様の心の痛みをまったく理解していない判決に大きな怒りがわきました。心から応援しています。又傍聴に行きます(神奈川県 S.M)

◆地裁の歪んだ判決に原告の方々の心中を察します。ささやかですが送金させていただきます(高槻 E.K)

◆川柳・新世紀Uターンして靖国日本
・過労死は企業殺人と改名す(河内長野 K.E)

◆裁判官の理屈にはうんざりです。こねまわす屁理屈と対峙して粘り強く闘っていく今後は重大中の重大です。先生方よろしくお願ひします。力強いお手伝いが出来なくて申し訳ありません

(尾道 S.K)

◆不当な判決に怒りを感じました。その後の集会での原告の方々一人ひとりの思いを強く受け止めました。原告にとっては、父、兄、叔父というかけがえのない家族であるべき戦死者を靖国が勝手に「英霊」としてひとまとめに「合祀」することは許されません。戦争への道へと突っ走ろうとしている今の日本の状況下で、まさに「靖国」の果たしてきた歴史に又加担しないためにも、この「反靖国」「合祀イヤです」のたたかいの勝利めざしてこれからも支援します(枚方 O.J.K)

◆原告の方たち、どうかあきらめずに闘ってください。応援しつづけます(京都 S.M)

◆岩手にて靖国抗議の輪が拡大するよう自分なりに努めます(遠野市 W.E)

◆わずかですが、カンパおくります(岡山 S.Y)

◆私の心とからだを私から奪わないでと叫びたい今日この頃。通信費カンパします。ガザにイラクにアフガニスタンに・・・日本の貧困にと、私の給付金額ではとても足りません。その前にこんな関係の社会をつくらないで!(大阪狭山 H.Y)

◆この前何時払ったかわからない状態ですみません。いつも通信を送ってもらい、傍聴の時は資料を頂いているのに。2.26の法廷での怒りは収まりません。“信仰の自由”とは戦争への道を歩んだ国家神道への反省から生まれたものだと言われ、学校で習い、自分もそう教えて来たのですが、闘いを続けなくては(箕面 K.S)



◆たまにしかカンパ出来ず恥ずかしい次第です。靖国裁判は戦後民衆史に特筆すべきものだと思います。あくまでも個人の内面の自由による国体護持への闘いに励まされています(金沢 I.Y)

◆このところ刑事裁判で死刑の求刑が多いことが気になっています。裁判員制度では死刑の判定もしなければならぬ。何か、死を讃える靖国の精神と通じるところがあるように思います(大阪 K.T)

◆軍国日本のシンボル靖国、天皇教を支える装置はもうありません。個々人の尊厳が大切にされる21世紀を願ひ、合祀イヤです訴訟の大切さを思います(国分寺 S.M)

◆当地でも「町のヤスクニ」と向き合っています(仙台 W.K)

《4月》

◆勝ち負けの問題じゃありません。同じ天皇の兵士でありながら死ななかった者は天皇のための命の消耗品である“身分”を解かれて民主主義の市民になれたのに、どうして死んだ人達だけが天皇のための奴隷のままで閉じこめられていなければならないのか。生者も死者も天皇の奴隷から解放されるのが当たり前!ヤスクニは霊の天皇制奴隷を強制する装置です(京都 K.A)

◆主権在民、人権に無知な国の名において殺されるのはイヤです(横浜 H.K)

◆給付金をあてにカンパします(東大阪 W.K)

◆心根は理解していますが、会員には体力がありません(堺 Y.K)

◆ニュースを見れば裁判の様子はよく分かります。関係者の努力に感謝申し上げます。「信教の自由」と第九条を我がものにするため最後まで闘います。今後ともご指導よろしくお願ひ致します(下関 F.T)

◆訴訟勝利を念願します(津山 Y.Y)

◆アジアの仲間と手をつないで行きましょう

(東京 A.T)

◆「合祀イヤです」というのは靖国(国家)側にとっては余程「イヤ」な訴えであるらしい。それを露骨に表して判決でした。だから私たちはじっくり責めればよいと思う(愛知 S.I)

◆こないだ『アラブ祈りとしての文学』(岡真理著みすず書房)をよんで「祖国と裏切り」また「ひとつのナショナルアイデンティティの呪縛から人間自身が解放されたワタシへ」などという語句に眼が止まりました。今世界の支配体制はグローバリズムとナショナリズムの組み合わせ、日本国においては自衛隊の海外展開と略奪経済、それを支

◆控訴審通信第1号◆

える国民統合、排外主義社会形成が戦略とされているようです。「靖国」も過去の問題ではなくて、これから私たちがどのような社会を営むのかと言う課題ですね。カンパ送ってきます（大阪 M/T）

◆判決前日の集会は有意義でした。原告の人々についての田中伸尚さんによるお話はとてもよかったです。不当判決にもかかわらず明るく控訴しようという心意気に感動（大阪 K.K）

◆わずかですみません。今、退職して無収入です（高槻）

◆私たちは微力ですが、靖国の闘いは権力に生きる者たちの足下を常に脅かし続けていることを忘れてはならないと思います（島根 S.L）

《5月》

◆靖国を機能させないために奮闘しましょう

（京田辺 K.M）

◆第二審がスタートですね、判決前夜集会の熱気を時々思い出しています。3月のシンポジウムには龍憲さんに来て頂き、参加者共々学習を深めることが出来ました（沖縄 M.U）

◆厭戦庶民の会は昨年靖国を見学し、菊紋（肛門）に怒りを感じました（逗子市 S.M）

●=インフォメーション? =●

★反戦歌人「鶴彬」を描いた映画がこの夏、上映されます。大阪は第七芸術劇場にて。詳しい日程は未。楽しみです。

★09 平和の灯を！ヤスクニの闇へキャンドル行動ー東アジアから見たヤスクニー

・ヤスクニ映画祭等

7/25～7/26 東京田町・港勤労福祉会館

★お詫び

「イヤです訴訟通信」の購読ありがとうございます。通信は現在700近く発行していますが、発行費用、事務作業の都合上控訴審を機に少し名簿整理をしたく思います。次回（控訴審2号）発行より、06年以降入金のない皆さんへの郵送を中止させていただきます。誠に申し訳ございません。ご了承ください。集会等の機会に手渡し出来ればと思います。



会 計 報 告 （2008年1月～2009年4月末まで）

	収 入	支 出
前年度よりの繰越	8 8 5 5 1 1	
会費・カンパ	1 6 1 6 0 4 0	
物品販売	3 6 2 1 0	
集会参加費	2 0 7 6 0 0	
雑収入	2 0 4 3 0	
会場費（弁護団会議用）		5 9 6 5 0
裁判関連事務費（書面等のコピー、印紙、書証、証人関連等）		5 7 2 4 7 0
事務出張費（台湾原告関連）		2 1 6 5 9 0
事務費（通信以外の送料、コピー、事務所費等）		2 6 4 2 3 2
集会経費（配布資料は事務費に一括）		9 3 3 6 0
通信発行費		4 9 1 1 2 7
弁護士費（10名分）		6 2 5 6 5 0
雑支出		4 6 4 5
控訴審への繰越（09年度）		4 3 8 0 6 8
合 計	2 7 6 5 7 9 2	2 7 6 5 7 9 2

★会計状況は左の通りです。全国から寄せられる心が大きな力となつて、この闘いを支え、又、闘いの輪を広げています。様々な思いの詰まったカンパ、会費です。本当にありがとうございます。第二審からも引き続きよろしく！共に！